

事業名	医療機関の立入検査	担当課名	総務企画課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>医療法第25条第1項の規定により、管内の医療機関に対して立入検査を行う。</p> <p>この目的は、医療機関が医療法その他の法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かを検査することにより、病院等を科学的かつ適正な医療を提供する場にふさわしいものとする事である。</p> <p>「千葉県医療機関立入検査実施要綱」に立入方法及び立入検査項目を定め、必要な指導をしている。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 病院の立入検査</p> <p>市川市及び浦安市内に18の病院があるが、「千葉県医療機関立入検査実施要綱」に基づき毎年度1回立入検査を実施している。</p> <p>所長ほか10名程度の医療監視員(医務、薬務、看護、検査、放射線、食品衛生等の各担当者)で検査班を構成し、病院の管理運営に係わる法的基準事項等の遵守状況について検査する。</p> <p>2 診療所等の立入検査</p> <p>(1) 定期的な立入検査</p> <p>一般診療所のうち有床診療所は、市川市及び浦安市内に15施設(1施設は休止中)ある。有床診療所については5年に1回程度、計画的に立入検査を行っている。なお、市川市及び浦安市内に入所施設を有する助産所は存在しないため、助産所の立入は行っていない。</p> <p>(2) 不定期的な立入検査</p> <p>新規開設等診療所又は医療法令違反疑い診療所については、必要に応じて適宜立入検査を実施することとし、施設の適合性等について確認し指導することとしている。</p>		

事業名	薬務監視事業	担当課名	総務企画課
<p>《事業目的及び内容》</p> <p>1 薬事監視 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者等に対して、立入検査を実施し、管理者による医薬品等の適正な管理、販売手続の状況等を重点に監視指導する。</p> <p>2 毒物劇物監視 毒物劇物営業者に対して、立入検査を実施し、保管管理、譲渡手続きの適正化を図る。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>1 薬事監視 医薬品等一斉監視指導期間（令和5年7月から12月）を中心に、通年的な監視指導を実施している。 令和5年4月から同年9月までの立入検査延数は81件であり、このうち違反件数は延べ27件で口頭指導を全27件に実施し、処分は0件であった。 違反内容 19施設 延べ27件 【主な違反項目】 開設者の義務 9件 販売体制等の不備 5件 管理者の義務 2件</p> <p>2 毒物劇物監視 通年的な監視指導を実施している。 令和5年4月から同年9月までの立入検査延数は31件であり、このうち違反件数は17件で口頭指導を全17件に実施し、処分は0件であった。 違反内容 13施設 延べ17件 【主な違反項目】 譲渡交付手続き 9件 貯蔵陳列表示 2件 貯蔵陳列場所 2件</p>		